

**第4次長沼町障がい者基本計画
第7期長沼町障がい福祉計画
第3期長沼町障がい児福祉計画**

概要版

令和6（2024）年3月

長沼町

1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

本町では、「個人の尊厳が守られ、誰もが主体的に生き、支えあい、共生する“ユニバーサル長沼”」の実現をめざして、平成 29 年度に第 3 次長沼町障がい者基本計画、さらに令和2年度に第 6 期長沼町障がい福祉計画・第 2 期長沼町障がい児福祉計画を策定し、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境などの分野で、総合的かつ計画的に障がい者施策を推進してきました。

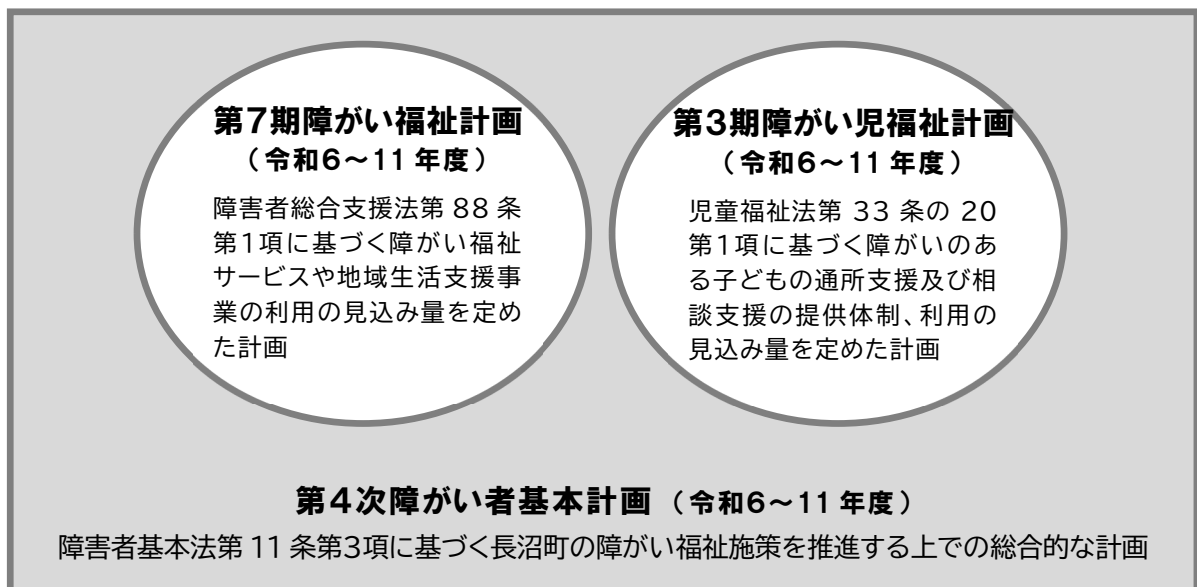
このたび、現行計画の計画期間が終了を迎えることから、これまでの進捗状況を踏まえ、新たな課題に対応した「第 4 次長沼町障がい者基本計画・第 7 期長沼町障がい福祉計画・第 3 期長沼町障がい児福祉計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

障がい者基本計画は、障害者基本法に基づき福祉を含む幅広い分野の障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を定める長期計画です。

一方、障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づき障がい福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示すものです。障がい児福祉計画は児童福祉法に基づき同様に策定するものです。

今回策定する第4次障がい者基本計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の関係



また、3 計画ともにまちづくりの最上位計画である「第 6 期長沼町総合振興計画(令和 3~10 度)」をはじめ、国や道の関連計画との整合性を確保します。

(3) 計画の対象者

「計画の対象者」とは、障害者基本法の定義に基づく身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他心身の機能に障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に制限を受けている状態にある人を総称するものです。

また、「障がいのある子ども」や「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児をいいます。

(4) 計画の期間

国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正(令和5年5月19日告示)」により、障がい福祉計画等は、計画の期間を3年を1期とすることを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間の設定を行うことが可能とされました。

これを踏まえ、第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和11(2029)年度を目標年度とする6か年計画とします。

なお、令和8(2026)年度に、目標の達成状況や障がい施策の動向、国の障害者基本計画の策定作業などを踏まえて、必要な見直しを行います。

2 基本理念

本町の最上位計画である「第6期長沼町総合振興計画(令和3(2021)年度～令和10(2028)年度)」では、「ひとと自然の共生 きらめく田園と交流のまち ながぬま」をまちづくりのめざす姿としています。

障がいのある人が住み慣れた地域で、いつまでも暮らし続けられることはますます重要となり、そのために、地域を構成するあらゆる町民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍でき、助けあって暮らしていける「地域共生社会」の実現がとても大切です。

このようなことから、計画の基本理念を、前計画と同様に『個人の尊厳が守られ、誰もが主体的に生き、支えあい、共生する“ユニバーサル長沼”』とし、町民、サービス提供事業所等と連携しながら、良質で多様な施策やサービスを実施していきます。

基本理念

個人の尊厳が守られ、誰もが主体的に生き、
支えあい、共生する “ユニバーサル長沼”

3 障がい者基本計画

基本目標	方向	施策の展開
目標1 相互理解と 共生のまちづくり	(1)心のバリアフリーの促進	①啓発活動の充実 ②福祉教育の充実 ③福祉学習の充実 ④交流の促進 ⑤地域福祉活動の促進
	(2)権利擁護の推進	①成年後見制度等の利用促進 ②虐待の防止 ③障がいのある人の意見の反映
	(3)情報・コミュニケーションの促進	①情報バリアフリーの促進 ②コミュニケーションの推進
	(4)まちのバリアフリーの促進	①住まいの整備 ②安全重視のまちづくり ③移動手段・交通対策の充実 ④防災・防犯対策の充実
目標2 地域生活を 支える体制づくり	(1)総合相談体制の確立	①相談・情報提供の充実 ②ケアマネジメント体制の充実
	(2)在宅福祉サービスの充実	①障がい福祉サービスの充実 ②地域生活支援事業の充実
	(3)多様な生活支援策の展開	①各種生活支援策の充実 ②多様なサービス提供主体の確保
	(4)保健・医療の充実	①母子保健活動の推進 ②中高年期の保健活動の推進 ③リハビリテーションの推進 ④医療体制の充実 ⑤精神保健活動の充実 ⑥発達障がいのある人と難病の人への支援
目標3 充実して生活する 環境づくり	(1)障がい児支援の充実	①早期療育の充実 ②地域療育体制の充実 ③家族への支援 ④相談支援体制の充実 ⑤障害児入所支援の整備 ⑥特別な支援を必要とする子どもへの支援
	(2)働く環境づくり	①雇用と就労の促進 ②福祉的就労の場の確保
	(3)スポーツ・文化活動等の推進	①スポーツ・文化活動の活発化 ②レクリエーション活動の促進 ③生涯学習機会の確保
	(4)社会参加の促進	①交流機会の充実 ②福祉ボランティア活動の活発化 ③社会福祉協議会活動への支援

4 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

(1) 成果目標

福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和 8 年度末までに 1 人が地域生活へ移行し、令和 5 年 3 月 31 日現在の施設入所者数 22 人から 1 人削減することをめざします。 ■ 令和 11 年度末までに 2 人が地域生活へ移行し、令和 5 年 3 月 31 日現在の施設入所者数 22 人から 2 人削減することをめざします。
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就労移行支援事業等を通じて一般就労する人数を、令和 8 年度に 2 人、令和 11 年度に 2 人とすることをめざします。 ■ 就労移行支援事業所における一般就労への移行人数を、令和 8 年度に 2 人、令和 11 年度に 2 人とすることをめざします。 ■ 就労継続支援 A 型事業所における一般就労への移行人数を、令和 8 年度に 1 人、令和 11 年度に 1 人とすることをめざします。 ■ 就労継続支援 B 型事業所における一般就労への移行人数を、令和 8 年度に 1 人、令和 11 年度に 1 人とすることをめざします。 ■ 就労定着支援事業の利用人数を、令和 8 年度に 1 人、令和 11 年度に 1 人とすることをめざします。
地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和 8 年度までに、地域生活支援拠点等の整備、拠点におけるコーディネーターの配置をめざします。(他市町村との共同設置を含む) ■ 強度行動障害の有する人の支援体制の充実を図るため、支援体制の検討等を順次進めていきます。
障がい児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童発達支援センターの整備、保育所等訪問支援の実施、重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援事業所の確保をめざします。 ■ 重症心身障がいのある子どもを支援する放課後等デイサービス事業所の確保について、設置されている事業所と連携して子どもの支援を行います。 ■ 医療機関、福祉関係機関、教育関係機関、行政(保健・福祉・教育)の関係者が集まり、課題や対策について協議を行い、医療的ケアが必要な障がいのある子ども等に対する支援の推進に努めます。 ■ 配置している医療的ケア児等に関するコーディネーターと連携を図りながら、医療的ケア児とその家族に対する支援を行います。
相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談支援体制を充実・強化するため、道や圏域内自治体との情報交換・共有を図り、基幹相談支援センターの設置について検討を行います。 ■ 町内の相談支援事業所との連携強化を図るとともに、地域包括支援センターや各地区の民生委員・児童委員との連携を図ります。
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい福祉サービス等に係る研修に毎年1名以上参加します。 ■ 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する機会を年1回以上実施します。

(2) 障がい福祉サービス等の見込量

サービス種別			見込量					
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
訪問系サービス	居宅介護	(実利用者数/月)	19	19	19	19	19	19
		(時間数/月)	309	309	309	309	309	309
	重度訪問介護	(実利用者数/月)	2	2	2	2	2	2
		(時間数/月)	580	580	580	580	580	580
	同行援護	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
		(時間数/月)	0	0	0	0	0	0
	行動援護	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
		(時間数/月)	0	0	0	0	0	0
	重度障がい者等包括支援	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
		(時間数/月)	0	0	0	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	(実利用者数/月)	38	38	38	38	38	38
		(人日/月)	479	479	479	479	479	479
	自立訓練(機能訓練)	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
		(人日/月)	0	0	0	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
		(人日/月)	0	0	0	0	0	0
	就労選択支援	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
		(人日/月)	0	0	0	0	0	0
	就労移行支援	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
		(人日/月)	0	0	0	0	0	0
	就労継続支援(A型)	(実利用者数/月)	15	15	15	15	15	15
		(人日/月)	276	276	276	276	276	276
	就労継続支援(B型)	(実利用者数/月)	50	50	50	50	50	50
		(人日/月)	621	621	621	621	621	621
	就労定着支援	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
	療養介護	(実利用者数/月)	5	5	5	5	5	5
短期入所(福祉型)	(実利用者数/月)	12	12	12	12	12	12	
	(人日/月)	97	97	97	97	97	97	
短期入所(医療型)	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0	
	(人日/月)	0	0	0	0	0	0	
居住系サービス	自立生活援助	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助(グループホーム)	(実利用者数/月)	26	26	26	26	26	26
	施設入所支援	(実利用者数/月)	20	20	20	20	20	20
相談支援サービス	計画相談支援(サービス等利用計画作成)	(実利用者数/月)	112	112	112	112	112	112
	地域移行支援	(実利用者数/月)	1	1	1	1	1	1
	地域定着支援	(実利用者数/月)	1	1	1	1	1	1
児童発達支援等	児童発達支援	(実利用者数/月)	6	6	6	6	6	6
		(人日/月)	68	68	68	68	68	68
	医療型児童発達支援	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
		(人日/月)	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	(実利用者数/月)	20	20	20	20	20	20
		(人日/月)	464	464	464	464	464	464
	保育所等訪問支援	(実利用者数/月)	1	1	1	1	1	1
		(人日/月)	2	2	2	2	2	2
	居宅訪問型児童発達支援	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
		(人日/月)	0	0	0	0	0	0
福祉型障害児入所施設	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0	
医療型障害児入所施設	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0	
障がい児相談支援	(実利用者数/月)	16	16	16	16	16	16	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	(配置人数)	1	1	1	1	1	1	
子ども・子育て支援等	保育園における障がいのある子どもの利用	特別な支援が必要な子どもを把握し、障がいの程度に応じて、職員の配置等必要な調整や体制整備を図っていきます。						
	放課後児童クラブにおける障がいのある子どもの利用	放課後児童クラブの利用を希望する子どもに関し、必要に応じて小学校と連携・情報共有を行い、必要な体制整備に努めていきます。						

(2) 地域生活支援事業の見込量

サービス種別		見込量						
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
理解促進研修・啓発事業		(実施有無)	0	0	0	0	0	0
自発的活動支援事業		(実施有無)	0	0	0	0	0	0
相談支援事業	障害者相談支援事業	(実施か所数)	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	(実施有無)	無	無	無	無	無	無
	相談支援機能強化事業	(実施有無)	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	(実施有無)	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		(実利用者数/年)	1	1	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		(実施有無)	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	(設置見込者数)	0	0	0	0	0	0
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	(実利用者数/年)	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	(給付件数/年)	1	1	1	1	1	1
	自立生活支援用具	(給付件数/年)	3	3	3	3	3	3
	在宅療養等支援用具	(給付件数/年)	2	2	2	2	2	2
	情報・意思疎通支援用具	(給付件数/年)	1	1	1	1	1	1
	排せつ管理支援用具	(給付件数/年)	290	290	290	290	290	290
	居住生活動作補助用具	(給付件数/年)	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		(修了者数/年)	0	0	0	0	0	0
移動支援事業		(実利用者数/年)	33	33	33	33	33	33
		(利用時間数/年)	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
地域活動支援センター事業		(実施か所数)	0	0	0	0	0	0
		(実利用者数/年)	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業		(実施か所数)	6	6	6	6	6	6
		(実利用者数/年)	25	25	25	25	25	25
地域移行のための安心生活支援	居室確保事業	(実施有無)	1	1	1	1	1	1
	コーディネート事業	(実施有無)	1	1	1	1	1	1
協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援		(設置か所数)	1	1	1	1	1	1
その他日常生活支援		(実施有無)	1	1	1	1	1	1
レクリエーション活動等支援		(実施有無)	1	1	1	1	1	1
自動車運転免許取得・改造助成		(実施有無)	1	1	1	1	1	1
成年後見制度普及啓発		(実施有無)	1	1	1	1	1	1
自動車運転免許取得・改造助成		(実施有無)	1	1	1	1	1	1

(3) 障がい者施策の推進

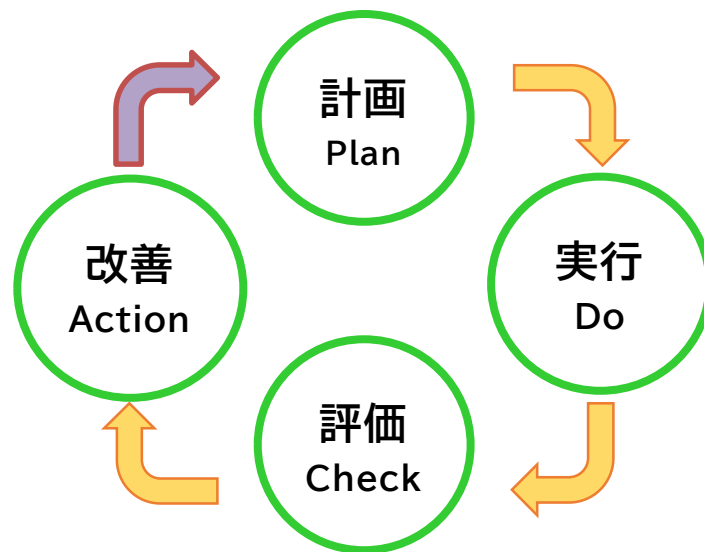
サービス種別		見込量							
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		
発達障がいのある人等への支援	ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	(受講者数/年)	0	0	0	0	0	0	
	ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)	(実施者数/年)	0	0	0	0	0	0	
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	協議の場の開催回数	(開催回数/年)	1	1	1	1	1	1	
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場	協議の場への関係者の参加者数	13	13	13	13	13	13	
		協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1	1	1	1	
	精神障害のある人の地域生活に必要な障害福祉サービス等の利用者数	地域移行支援	(実利用者数/年)	0	0	0	0	0	0
		地域定着支援	(実利用者数/年)	0	0	0	0	0	0
		共同生活援助(グループホーム)	(実利用者数/年)	10	10	10	10	10	10
		自立生活援助	(実利用者数/年)	0	0	0	0	0	0
	自立訓練	(実利用者数/年)	0	0	0	0	0	0	
相談支援体制の充実・強化のための取組	総合的・専門的な相談支援の実施	(相談件数/年)	400	400	400	400	400	400	
	相談支援事業者に対する指導・助言の件数	(支援件数/年)	0	0	0	0	0	0	
	相談支援事業者の人材育成の支援件数	(支援件数/年)	0	0	0	0	0	0	
	相談機関と連携強化の取組の実施回数	(実施回数/年)	40	40	40	40	40	40	
地域生活支援の充実	強度行動障がい有する者の支援ニーズの把握	(把握の有無)	有	有	有	有	有	有	
	強度行動障がい有する者の支援体制の整備	(整備の有無)	有	有	有	有	有	有	

5 計画の進行管理・評価

継続的改善手法の1つである「PDCA サイクル」(Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善))の考え方のもと、各年度における計画の達成状況を踏まえながら、目標数値が達成できるよう関係機関との連携を図り、その実施状況の把握と進行管理に努めます。

また、計画見直しの機会を捉えて、それまでの取組を評価するとともに、関係機関等に対して必要な指導・助言等を行います。

PDCA サイクルのイメージ



第4次長沼町障がい者基本計画・第7期長沼町障がい福祉計画・第3期長沼町障がい児福祉計画
(概要版)

■発行 長沼町
〒069-1315 北海道夕張郡長沼町南町2丁目3番1号
(長沼町総合保健福祉センター「りふれ」内)
電話 0123-82-5555
FAX 0123-82-5070